

淡路市防災士養成事業補助金交付要綱

平成27年 5月29日

告示第150号

改正 平成31年 4月 1日告示第22号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における防災力の向上の担い手となる人材を養成するため、防災士の資格取得に要する費用の一部を補助することについて、淡路市補助金等交付規則（平成17年淡路市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 防災士 特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）の認証登録を受けた者をいう。

(2) 防災士研修機関 日本防災士機構が認証した研修機関で、かつ、日本防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座（以下「講座」という。）を行う機関をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 防災士の資格を有する者
- (2) 市内に住所を有する者
- (3) 市等が主催する防災訓練及び研修に参加できる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者の対象外とする。

- (1) 防災士の資格取得に関し、他の補助制度による財政的支援を受けている者
- (2) この要綱に基づく補助を受けたことがある者
- (3) 市税を滞納している者
- (4) 淡路市暴力団排除条例（平成25年淡路市条例第9号。（以下「条例」という。）

第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当する者

- (5) 条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適切でないとする者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 防災士研修機関が実施する講座の受講料

- (2) 防災士資格取得試験受験料
- (3) 防災士認証登録申請料
- (4) 交通費（自宅から会場までの間で、受講するために最も経済的な経路で要した公共交通機関又は自家用車での有料道路若しくは駐車場の利用に要した費用に限る。）
- (5) 宿泊料（食事代等を除く。）
（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する金額とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の補助金は、5万円を上限とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、淡路市防災士養成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防災士認証状又は防災士証の写し
- (2) 申請者の住民票又は個人番号カード（表面）の写し
- (3) 第4条各号に掲げる経費の支払を証する書類の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 前項の申請書は、防災士の認証登録を受けた日の属する年度の3月31日までに提出しなければならない。

（交付決定等）

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、遅滞なくその内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定をするものとする。

2 市長は、交付の決定をしたときは、淡路市防災士養成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助対象となる要件を欠く等の理由により、不交付の決定をしたときは、淡路市防災士養成事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条第2項の規定による交付の決定をしたときは、交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱その他関係法令に違反したとき。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当であると認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、淡路市防災士養成事業補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成 年 月 日告示第 号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。